

建設コンサルタント業務等における
プロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン

新旧対照表

平成27年3月改定

新	旧
<p>〔参考1〕公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における業務説明書例（土木関係） 〔様式標準例〕</p> <p>（様式－2）予定管理（主任）技術者の経歴等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④保有資格 当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。</p> <p>技術士（部門： 分野： 登録番号： 登録年月日： ） RCCM（部門： 登録番号： 登録年月日： ） 工学博士（ 大学 取得年月日： ） 測量士（登録番号 登録年月日： ） <u>国土交通省登録技術者資格</u> <u>（国土交通省登録技術者資格名： ）</u> <u>（登録番号： 登録年月日： ）</u> その他（名称： 登録番号： 登録年月日： ）</p> </div> <p>〔参考3〕簡易公募型総合評価落札方式（標準型）における入札説明書例（土木関係） 〔入札説明書例〕</p> <p>（様式－2）予定管理技術者の経歴等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④保有資格 <u>当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。</u></p> <p>技術士（部門： 分野： ）・登録番号： ・登録年月日： RCCM（部門： ）・登録番号： ・登録年月日： その他（名称： ）・登録番号： ・取得年月日： </p> </div> <p>〔参考4〕簡易公募型総合評価落札方式（簡易型）における入札説明書例（土木関係） 〔入札説明書例〕</p> <p>（様式－2）予定管理技術者の経歴等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④保有資格 <u>当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。</u></p> <p>技術士（部門： 分野： ）・登録番号： ・登録年月日： RCCM（部門： ）・登録番号： ・登録年月日： その他（名称： ）・登録番号： ・取得年月日： </p> </div>	<p>〔参考1〕公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における業務説明書例（土木関係） 〔様式標準例〕</p> <p>（様式－2）予定管理（主任）技術者の経歴等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④保有資格 当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。</p> <p>技術士（部門： 分野： 登録番号： 登録年月日： ） RCCM（部門： 登録番号： 登録年月日： ） 工学博士（ 大学 取得年月日： ） 測量士（登録番号 登録年月日： ） その他（名称： 登録番号： 登録年月日： ）</p> </div> <p>〔参考3〕簡易公募型総合評価落札方式（標準型）における入札説明書例（土木関係） 〔入札説明書例〕</p> <p>（様式－2）予定管理技術者の経歴等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④保有資格</p> <p>技術士（部門： 分野： ）・登録番号： ・登録年月日： RCCM（部門： ）・登録番号： ・登録年月日： その他（名称： ）・登録番号： ・取得年月日： </p> </div> <p>〔参考4〕簡易公募型総合評価落札方式（簡易型）における入札説明書例（土木関係） 〔入札説明書例〕</p> <p>（様式－2）予定管理技術者の経歴等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④保有資格</p> <p>技術士（部門： 分野： ）・登録番号： ・登録年月日： RCCM（部門： ）・登録番号： ・登録年月日： その他（名称： ）・登録番号： ・取得年月日： </p> </div>

新	旧
<p>〔参考5〕公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における説明書例（建築関係） 〔説明書例〕</p> <p>1. 業務の概要</p> <p>（6）業務実施上の条件</p> <p>③管理技術者（※1）は一級建築士であり、<u>参加表明書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）</u>。【当該業務が建築士法第3条に規定されている一級建築士でなければできない設計業務の場合に記載する。それ以外の場合は業務内容に応じて求める資格を適宜、設定すること。ただし、業務内容によっては、資格要件の設定を行わないことができる。】</p> <p>3. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項</p> <p>(2) 参加表明書の作成及び記載上の留意事項</p> <p>① 管理技術者及び主任担当技術者の経験及び能力（様式2、様式3）</p> <p>4) 保有資格等</p> <p>技術者の保有する資格のうち、「9. 技術提案書を特定するための評価基準」における「資格評価表」（以下「資格評価表」という。）に記載された当該分野の資格を記入する。</p> <p><u>関連資料として技術者の保有資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。また、建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講したことを証明する書類（定期講習修了証の写し等。なお、建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）に該当する場合は建築士試験の合格を証明する書類（合格証書の写し等）も添付すること。【「また、」以降については、管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合又は資格評価表において一級建築士、二級建築士及び木造建築士を設定する場合に記載する。】</u></p>	<p>〔参考5〕公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における説明書例（建築関係） 〔説明書例〕</p> <p>1. 業務の概要</p> <p>（6）業務実施上の条件</p> <p>③管理技術者（※1）は一級建築士であること。【当該業務が建築士法第3条に規定されている一級建築士でなければできない設計業務の場合に記載する。それ以外の場合は業務内容に応じて求める資格を適宜、設定すること。ただし、業務内容によっては、資格要件の設定を行わないことができる。】</p> <p>3. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項</p> <p>(2) 参加表明書の作成及び記載上の留意事項</p> <p>① 管理技術者及び主任担当技術者の経験及び能力（様式2、様式3）</p> <p>4) 保有資格等</p> <p>技術者の保有する資格のうち、「9. 技術提案書を特定するための評価基準」における「資格評価表」（以下「資格評価表」という。）に記載された当該分野の資格を記入する。</p>

新	旧
<p>5) 平成〇〇年〇〇月〇〇日以降【標準として過去10年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績</p> <p>b) 該当する業務実績について、以下のイ)～ロ)の項目を記載する。</p> <p>イ) 業務名称及びPUBDIS（※）登録の有無 PUBDISの業務カルテ情報への登録状況について、有又は無のうち該当するものに○をつける。有の場合は、当該業務を登録した時点で所属していた設計事務所等のPUBDISの「会社コード」を記載すること。</p> <p>ロ) 記載する件数は1件とするが、この際、同種業務の実績を優先するものとする。記載した業務については契約書の写しを提出すること。ただし、当該業務が、PUBDISの業務カルテ情報に登録されている場合は、技術提案書にPUBDISの業務カルテ情報に登録された業務名及び当該業務実績を登録した時点で所属していた設計事務所等のPUBDISの「会社コード」を記載すれば、契約書の写しを提出する必要はない。</p> <p>③ 新たな分担業務分野の追加（様式5）</p> <p>7) 保有資格等 技術者の保有する資格のうち、「9. 技術提案書を特定するための評価基準」における「資格評価表」（以下「資格評価表」という。）に記載された当該分野の資格を記入する。 <u>関連資料として技術者の保有資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。また、建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講したことを証明する書類（定期講習修了証の写し等。なお、建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）に該当する場合は建築士試験の合格を証明する書類（合格証書の写し等）も添付すること。【「また、」以降については、資格評価表において一級建築士、二級建築士及び木造建築士を設定する場合に記載する。】</u></p>	<p>5) 平成〇〇年〇〇月〇〇日以降【標準として過去10年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績</p> <p>b) 該当する業務実績について、以下のイ)～ロ)の項目を記載する。</p> <p>イ) 業務名称及びPUBDIS（※）登録の有無 PUBDISへの登録状況について、有又は無のうち該当するものに○をつける。有の場合は、当該業務を登録した時点で所属していた設計事務所等のPUBDISの「会社コード」を記載すること。</p> <p>ロ) 記載する件数は1件とするが、この際、同種業務の実績を優先するものとする。記載した業務については契約書の写しを提出すること。ただし、当該業務が、PUBDISに登録されている場合は、技術提案書にPUBDISに登録された業務名及び当該業務実績を登録した時点で所属していた設計事務所等のPUBDISの「会社コード」を記載すれば、契約書の写しを提出する必要はない。</p> <p>③ 新たな分担業務分野の追加（様式5）</p> <p>7) 保有資格等 技術者の保有する資格のうち、「9. 技術提案書を特定するための評価基準」における「資格評価表」（以下「資格評価表」という。）に記載された当該分野の資格を記入する。</p>

新	旧																				
<p>5. 技術提案書の提出者を選定するための評価基準</p> <p>(1) 参加表明書の評価項目、判断基準、並びに評価ウェイトは、以下のとおりである。</p> <p>(中略)</p> <p>資格評価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分担業務分野</th> <th>評価する資格（番号の順に評価する。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理技術者</td> <td>【当該業務が建築士法第3条に規定される一級建築士でなければならない設計業務で、管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合は記載しない。】 【業務内容に応じて適宜、設定する。】</td> </tr> <tr> <td>総合・構造</td> <td>① 一級建築士 ②二級建築士 ③その他</td> </tr> <tr> <td>電 気</td> <td>①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級電気工事施工管理技士 ② 二級電気工事施工管理技士 ④その他</td> </tr> <tr> <td>機 械</td> <td>①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級管工事施工管理技士 ③ 二級管工事施工管理技士 ④その他</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料を提出した場合、同等の評価を行う。</p> <p>※「技術士」の資格は当該分野における技術士とする。</p> <p>※「その他」とは、当該分野における技術者資格とする。</p> <p><u>※参加表明書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していない場合（建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）</u>、<u>建築士としての資格を評価しない。</u></p> <p><u>【評価する資格に一級建築士、二級建築士及び木造建築士を設定する場合に記載すること。】</u></p> <p><u>【業務内容に応じて、適宜分担業務分野、評価する資格を追加、削除、変更すること。】</u></p>	分担業務分野	評価する資格（番号の順に評価する。）	管理技術者	【当該業務が建築士法第3条に規定される一級建築士でなければならない設計業務で、管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合は記載しない。】 【業務内容に応じて適宜、設定する。】	総合・構造	① 一級建築士 ②二級建築士 ③その他	電 気	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級電気工事施工管理技士 ② 二級電気工事施工管理技士 ④その他	機 械	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級管工事施工管理技士 ③ 二級管工事施工管理技士 ④その他	<p>5. 技術提案書の提出者を選定するための評価基準</p> <p>(1) 参加表明書の評価項目、判断基準、並びに評価ウェイトは、以下のとおりである。</p> <p>(中略)</p> <p>資格評価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分担業務分野</th> <th>評価する資格（番号の順に評価する。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理技術者</td> <td>【当該業務が建築士法第3条に規定される一級建築士でなければならない設計業務で、管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合は記載しない。】 【業務内容に応じて適宜、設定する。】</td> </tr> <tr> <td>総合・構造</td> <td>④ 一級建築士 ②二級建築士 ③その他</td> </tr> <tr> <td>電 気</td> <td>①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級電気工事施工管理技士 ⑤ 二級電気工事施工管理技士 ④その他</td> </tr> <tr> <td>機 械</td> <td>①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級管工事施工管理技士 ③二級管工事施工管理技士 ④その他</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料を提出した場合、同等の評価を行う。</p> <p>※「技術士」の資格は当該分野における技術士とする。</p> <p>※「その他」とは、当該分野における技術者資格とする。</p> <p>【業務内容に応じて、適宜分担業務分野、評価する資格を追加、削除、変更すること。】</p>	分担業務分野	評価する資格（番号の順に評価する。）	管理技術者	【当該業務が建築士法第3条に規定される一級建築士でなければならない設計業務で、管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合は記載しない。】 【業務内容に応じて適宜、設定する。】	総合・構造	④ 一級建築士 ②二級建築士 ③その他	電 気	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級電気工事施工管理技士 ⑤ 二級電気工事施工管理技士 ④その他	機 械	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級管工事施工管理技士 ③二級管工事施工管理技士 ④その他
分担業務分野	評価する資格（番号の順に評価する。）																				
管理技術者	【当該業務が建築士法第3条に規定される一級建築士でなければならない設計業務で、管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合は記載しない。】 【業務内容に応じて適宜、設定する。】																				
総合・構造	① 一級建築士 ②二級建築士 ③その他																				
電 気	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級電気工事施工管理技士 ② 二級電気工事施工管理技士 ④その他																				
機 械	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級管工事施工管理技士 ③ 二級管工事施工管理技士 ④その他																				
分担業務分野	評価する資格（番号の順に評価する。）																				
管理技術者	【当該業務が建築士法第3条に規定される一級建築士でなければならない設計業務で、管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合は記載しない。】 【業務内容に応じて適宜、設定する。】																				
総合・構造	④ 一級建築士 ②二級建築士 ③その他																				
電 気	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級電気工事施工管理技士 ⑤ 二級電気工事施工管理技士 ④その他																				
機 械	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級管工事施工管理技士 ③二級管工事施工管理技士 ④その他																				

新	旧																																																																				
<p>9. 技術提案書を特定するための評価基準 (1) 技術提案書の評価項目、判断基準、並びに評価ウェイトは、以下のとおりである。</p> <p>【標準評価項目】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="2">評価の着目点</th> <th rowspan="2">評価のウェイト</th> </tr> <tr> <th colspan="2">判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">技術力 平成〇〇年〇〇月〇〇日以降^(※1) に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場)</td> <td rowspan="4">以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場</td> <td>管理技術者</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>主任担当</td> <td>◎◎ 〇〇</td> </tr> <tr> <td>技術者</td> <td>△△ 〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>◇◇ 〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">平成〇〇年〇〇月〇〇日以降^(※2) に契約履行が完了した〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、相互利用する機関名を追記する。）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価 (複数の実績がある場合は、評価点の平均)</td> <td rowspan="4">以下の順で評価する。 ① 00点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 00点未満の実績がある。(減点)</td> <td>管理技術者</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>主任担当</td> <td>◎◎ 〇〇</td> </tr> <tr> <td>技術者</td> <td>△△ 〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>◇◇ 〇〇</td> </tr> <tr> <td><u>CPD</u></td> <td><u>CPD取得単位を評価。</u></td> <td>管理技術者</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>主任担当</td> <td>◎◎ 〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>技術者</td> <td>△△ 〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>◇◇ 〇〇</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価の着目点		評価のウェイト	判断基準		技術力 平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※1) に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場)	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者	〇〇	主任担当	◎◎ 〇〇	技術者	△△ 〇〇		◇◇ 〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※2) に契約履行が完了した〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、相互利用する機関名を追記する。）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価 (複数の実績がある場合は、評価点の平均)	以下の順で評価する。 ① 00点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 00点未満の実績がある。(減点)	管理技術者	〇〇	主任担当	◎◎ 〇〇	技術者	△△ 〇〇		◇◇ 〇〇	<u>CPD</u>	<u>CPD取得単位を評価。</u>	管理技術者	〇〇			主任担当	◎◎ 〇〇			技術者	△△ 〇〇				◇◇ 〇〇	<p>9. 技術提案書を特定するための評価基準 (1) 技術提案書の評価項目、判断基準、並びに評価ウェイトは、以下のとおりである。</p> <p>【標準評価項目】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="2">評価の着目点</th> <th rowspan="2">評価のウェイト</th> </tr> <tr> <th colspan="2">判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">技術力 平成〇〇年〇〇月〇〇日以降^(※1) に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場)</td> <td rowspan="4">以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場</td> <td>管理技術者</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>主任担当</td> <td>◎◎ 〇〇</td> </tr> <tr> <td>技術者</td> <td>△△ 〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>◇◇ 〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">平成〇〇年〇〇月〇〇日以降^(※2) に契約履行が完了した〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、相互利用する機関名を追記する。）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価 (複数の実績がある場合は、評価点の平均)</td> <td rowspan="4">以下の順で評価する。 ① 00点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 00点未満の実績がある。(減点)</td> <td>管理技術者</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>主任担当</td> <td>◎◎ 〇〇</td> </tr> <tr> <td>技術者</td> <td>△△ 〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>◇◇ 〇〇</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価の着目点		評価のウェイト	判断基準		技術力 平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※1) に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場)	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者	〇〇	主任担当	◎◎ 〇〇	技術者	△△ 〇〇		◇◇ 〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※2) に契約履行が完了した〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、相互利用する機関名を追記する。）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価 (複数の実績がある場合は、評価点の平均)	以下の順で評価する。 ① 00点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 00点未満の実績がある。(減点)	管理技術者	〇〇	主任担当	◎◎ 〇〇	技術者	△△ 〇〇		◇◇ 〇〇
評価項目		評価の着目点			評価のウェイト																																																																
	判断基準																																																																				
技術力 平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※1) に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場)	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者	〇〇																																																																		
		主任担当	◎◎ 〇〇																																																																		
		技術者	△△ 〇〇																																																																		
			◇◇ 〇〇																																																																		
平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※2) に契約履行が完了した〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、相互利用する機関名を追記する。）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価 (複数の実績がある場合は、評価点の平均)	以下の順で評価する。 ① 00点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 00点未満の実績がある。(減点)	管理技術者	〇〇																																																																		
		主任担当	◎◎ 〇〇																																																																		
		技術者	△△ 〇〇																																																																		
			◇◇ 〇〇																																																																		
<u>CPD</u>	<u>CPD取得単位を評価。</u>	管理技術者	〇〇																																																																		
		主任担当	◎◎ 〇〇																																																																		
		技術者	△△ 〇〇																																																																		
			◇◇ 〇〇																																																																		
評価項目	評価の着目点		評価のウェイト																																																																		
	判断基準																																																																				
技術力 平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※1) に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場)	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者	〇〇																																																																		
		主任担当	◎◎ 〇〇																																																																		
		技術者	△△ 〇〇																																																																		
			◇◇ 〇〇																																																																		
平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※2) に契約履行が完了した〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、相互利用する機関名を追記する。）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価 (複数の実績がある場合は、評価点の平均)	以下の順で評価する。 ① 00点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 00点未満の実績がある。(減点)	管理技術者	〇〇																																																																		
		主任担当	◎◎ 〇〇																																																																		
		技術者	△△ 〇〇																																																																		
			◇◇ 〇〇																																																																		

新	旧																				
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>資格評価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分担業務分野</th> <th>評価する資格（番号の順に評価する。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理技術者</td> <td>【当該業務が建築士法第3条に規定される一級建築士でなければならない設計業務で、管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合は記載しない。】 【業務内容に応じて適宜、設定する。】</td> </tr> <tr> <td>総合・構造</td> <td>⑥ 一級建築士 ②二級建築士 ③その他</td> </tr> <tr> <td>電 気</td> <td>①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級電気工事施工管理技士 ⑦ 二級電気工事施工管理技士 ④その他</td> </tr> <tr> <td>機 械</td> <td>①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級管工事施工管理技士 ⑧ 二級管工事施工管理技士 ④その他</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料を提出した場合、同等の評価を行う。</p> <p>※「技術士」の資格は当該分野における技術士とする。</p> <p>※「その他」とは、当該分野における技術者資格とする。</p> <p><u>※参加表明書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していない場合（建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）、建築士としての資格を評価しない。</u></p> <p><u>【評価する資格に一級建築士、二級建築士及び木造建築士を設定する場合に記載すること。】</u></p> <p>【業務内容に応じて、適宜分担業務分野、評価する資格を追加、削除、変更すること。】</p>	分担業務分野	評価する資格（番号の順に評価する。）	管理技術者	【当該業務が建築士法第3条に規定される一級建築士でなければならない設計業務で、管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合は記載しない。】 【業務内容に応じて適宜、設定する。】	総合・構造	⑥ 一級建築士 ②二級建築士 ③その他	電 気	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級電気工事施工管理技士 ⑦ 二級電気工事施工管理技士 ④その他	機 械	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級管工事施工管理技士 ⑧ 二級管工事施工管理技士 ④その他	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>資格評価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分担業務分野</th> <th>評価する資格（番号の順に評価する。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理技術者</td> <td>【当該業務が建築士法第3条に規定される一級建築士でなければならない設計業務で、管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合は記載しない。】 【業務内容に応じて適宜、設定する。】</td> </tr> <tr> <td>総合・構造</td> <td>⑨ 一級建築士 ②二級建築士 ③その他</td> </tr> <tr> <td>電 気</td> <td>①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級電気工事施工管理技士 ⑩ 二級電気工事施工管理技士 ④その他</td> </tr> <tr> <td>機 械</td> <td>①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級管工事施工管理技士 ⑪ 二級管工事施工管理技士 ④その他</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料を提出した場合、同等の評価を行う。</p> <p>※「技術士」の資格は当該分野における技術士とする。</p> <p>※「その他」とは、当該分野における技術者資格とする。</p> <p>【業務内容に応じて、適宜分担業務分野、評価する資格を追加、削除、変更すること。】</p>	分担業務分野	評価する資格（番号の順に評価する。）	管理技術者	【当該業務が建築士法第3条に規定される一級建築士でなければならない設計業務で、管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合は記載しない。】 【業務内容に応じて適宜、設定する。】	総合・構造	⑨ 一級建築士 ②二級建築士 ③その他	電 気	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級電気工事施工管理技士 ⑩ 二級電気工事施工管理技士 ④その他	機 械	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級管工事施工管理技士 ⑪ 二級管工事施工管理技士 ④その他
分担業務分野	評価する資格（番号の順に評価する。）																				
管理技術者	【当該業務が建築士法第3条に規定される一級建築士でなければならない設計業務で、管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合は記載しない。】 【業務内容に応じて適宜、設定する。】																				
総合・構造	⑥ 一級建築士 ②二級建築士 ③その他																				
電 気	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級電気工事施工管理技士 ⑦ 二級電気工事施工管理技士 ④その他																				
機 械	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級管工事施工管理技士 ⑧ 二級管工事施工管理技士 ④その他																				
分担業務分野	評価する資格（番号の順に評価する。）																				
管理技術者	【当該業務が建築士法第3条に規定される一級建築士でなければならない設計業務で、管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合は記載しない。】 【業務内容に応じて適宜、設定する。】																				
総合・構造	⑨ 一級建築士 ②二級建築士 ③その他																				
電 気	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級電気工事施工管理技士 ⑩ 二級電気工事施工管理技士 ④その他																				
機 械	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級管工事施工管理技士 ⑪ 二級管工事施工管理技士 ④その他																				

新	旧
<p>【参考5】公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における説明書例（建築関係） 【様式標準例】</p> <p>（様式2）管理技術者の経歴等</p> <div data-bbox="213 485 1409 661" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④ 保有資格等 当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）及び建築士定期講習の最終受講年月日を証明する書類（定期講習修了証の写し等）等を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一級建築士 (登録番号：〇〇) (取得年月日：昭和〇〇年〇〇月〇〇日) (建築士定期講習の最終受講年月日又は建築士試験合格年月日：平成〇〇年〇〇月〇〇日) ・ () (登録番号：) (取得年月日： 年 月 日) </div> <p>（様式3-〇）各主任担当技術者の経歴等</p> <div data-bbox="213 795 1409 972" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④ 保有資格等 当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）及び建築士を記載する場合は建築士定期講習の最終受講年月日を証明する書類（定期講習修了証の写し等）等を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 〇〇建築士 (登録番号：〇〇) (取得年月日：昭和〇〇年〇〇月〇〇日) (建築士定期講習の最終受講年月日又は建築士試験合格年月日：平成〇〇年〇〇月〇〇日) ・ () (登録番号：) (取得年月日： 年 月 日) </div> <p>（様式5）新たに分担業務分野を追加する場合の主任担当技術者等</p> <div data-bbox="213 1106 1409 1283" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>⑦ 保有資格等 当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）及び建築士を記載する場合は建築士定期講習の最終受講年月日を証明する書類（定期講習修了証の写し等）等を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 〇〇建築士 (登録番号：〇〇) (取得年月日：昭和〇〇年〇〇月〇〇日) (建築士定期講習の最終受講年月日又は建築士試験合格年月日：平成〇〇年〇〇月〇〇日) ・ () (登録番号：) (取得年月日： 年 月 日) </div>	<p>【参考5】公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における説明書例（建築関係） 【様式標準例】</p> <p>（様式2）管理技術者の経歴等</p> <div data-bbox="1555 485 2751 575" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④ 保有資格等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一級建築士 (登録番号：〇〇) (取得年月日：昭和〇〇年〇〇月〇〇日) ・ () (登録番号：) (取得年月日： 年 月 日) </div> <p>（様式3-〇）各主任担当技術者の経歴等</p> <div data-bbox="1555 806 2751 896" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④ 保有資格等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ () (登録番号：) (取得年月日： 年 月 日) ・ () (登録番号：) (取得年月日： 年 月 日) </div> <p>（様式5）新たに分担業務分野を追加する場合の主任担当技術者等</p> <div data-bbox="1555 1140 2751 1230" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④ 保有資格等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ () (登録番号：) (取得年月日： 年 月 日) ・ () (登録番号：) (取得年月日： 年 月 日) </div>

新	旧
<p>【参考 5】公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における説明書例（建築関係） 【〇〇〇〇〇設計業務 技術提案書提出者選定及び技術提案書評価要領（案）】</p> <p>1. 業務実施上の条件 （1）以下の場合は、欠格とする。</p> <p>①建築士法第 3 条に規定されている一級建築士でなければならない設計業務の場合は、管理技術者が一級建築士でない場合 <u>又は参加表明書提出時点において建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していない場合（ただし、建築士法施行規則第 17 条の 37 第 1 項 1 一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。</u>業務内容に応じて他に資格要件を求めた場合は、当該資格を保有していない場合。</p> <p>2. 資格及び技術力 （1）各項目の評価 ①専門分野の技術者資格 1）（略） 2）（略） 3）（略） <u>4）参加表明書提出時点において建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していない場合（建築士法施行規則第 17 条の 37 第 1 項 1 一級建築士定期講習の項イ（同条第 2 項及び第 3 項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）、建築士としての資格を評価しない。</u> <u>【評価する資格に一級建築士、二級建築士及び木造建築士を設定する場合に記載すること。】</u></p>	<p>【参考 5】公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における説明書例（建築関係） 【〇〇〇〇〇設計業務 技術提案書提出者選定及び技術提案書評価要領（案）】</p> <p>1. 業務実施上の条件 （1）以下の場合は、欠格とする。</p> <p>①管理技術者が一級建築士でない場合。（建築士法第 3 条に規定されている一級建築士でなければならない設計業務の場合。）また、業務内容に応じて他に資格要件を求めた場合は、当該資格を保有していない場合。</p> <p>2. 資格及び技術力 （1）各項目の評価 ①専門分野の技術者資格 1）（略） 2）（略） 3）（略） <u>4）（新設）</u></p>

新	旧
<p>〔参考6〕標準プロポーザル方式における技術提案書提出要請書例（建築関係） 〔提出要請書例〕</p> <p>1. 業務の概要</p> <p>（6）業務実施上の条件</p> <p>①管理技術者（※1）は一級建築士であり、<u>技術提案書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。</u>【当該業務が建築士法第3条に規定されている一級建築士でなければできない設計業務の場合に記載する。それ以外の場合は業務内容に応じて求める資格を適宜、設定すること。ただし、業務内容によっては、資格要件の設定を行わないことができる。】</p> <p>3. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項</p> <p>(3) 技術提案書の作成及び記載上の留意事項</p> <p>① 管理技術者及び主任担当技術者の経験及び能力（様式2、様式3）</p> <p>4) 保有資格等</p> <p>技術者の保有する資格のうち、「5. 技術提案書を特定するための評価基準」における「資格評価表」（以下「資格評価表」という。）に記載された当該分野の資格を記入する。</p> <p><u>関連資料として技術者の保有資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。また、建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講したことを証明する書類（定期講習修了証の写し等。なお、建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）に該当する場合は建築士試験の合格を証明する書類（合格証書の写し等）も添付すること。【「また、」以降については、管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合又は資格評価表において一級建築士、二級建築士及び木造建築士を設定する場合に記載する。】</u></p>	<p>〔参考6〕標準プロポーザル方式における技術提案書提出要請書例（建築関係） 〔提出要請書例〕</p> <p>1. 業務の概要</p> <p>（6）業務実施上の条件</p> <p>①管理技術者（※1）は一級建築士であること。【当該業務が建築士法第3条に規定されている一級建築士でなければできない設計業務の場合に記載する。それ以外の場合は業務内容に応じて求める資格を適宜、設定すること。ただし、業務内容によっては、資格要件の設定を行わないことができる。】</p> <p>3. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項</p> <p>(3) 技術提案書の作成及び記載上の留意事項</p> <p>① 管理技術者及び主任担当技術者の経験及び能力（様式2、様式3）</p> <p>4) 保有資格等</p> <p>技術者の保有する資格のうち、「5. 技術提案書を特定するための評価基準」における「資格評価表」（以下「資格評価表」という。）に記載された当該分野の資格を記入する。</p>

新	旧
<p>5) 平成〇〇年〇〇月〇〇日以降【標準として過去10年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績</p> <p>b) 該当する業務実績について、以下のイ)～ホ)の項目を記載する。</p> <p>イ) 業務名称及びPUBDIS（※）登録の有無 PUBDISの業務カルテ情報への登録状況について、有又は無のうち該当するものに○をつける。有の場合は、当該業務を登録した時点で所属していた設計事務所等のPUBDISの「会社コード」を記載すること。</p> <p>c) 記載する件数は1件とするが、この際、同種業務の実績を優先するものとする。記載した業務については契約書の写しを提出すること。ただし、当該業務が、PUBDISの業務カルテ情報に登録されている場合は、技術提案書にPUBDISの業務カルテ情報に登録された業務名及び当該業務実績を登録した時点で所属していた設計事務所等のPUBDISの「会社コード」を記載すれば、契約書の写しを提出する必要はない。</p> <p>③ 新たな分担業務分野の追加（様式5）</p> <p>7) 保有資格等 技術者の保有する資格のうち、「5. 技術提案書を特定するための評価基準」における「資格評価表」（以下「資格評価表」という。）に記載された当該分野の資格を記入する。 <u>関連資料として技術者の保有資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。また、建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講したことを証明する書類（定期講習修了証の写し等。なお、建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）に該当する場合は建築士試験の合格を証明する書類（合格証書の写し等）も添付すること。【「また、」以降については、資格評価表において一級建築士、二級建築士及び木造建築士を設定する場合に記載する。】</u></p>	<p>5) 平成〇〇年〇〇月〇〇日以降【標準として過去10年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績</p> <p>b) 該当する業務実績について、以下のイ)～ホ)の項目を記載する。</p> <p>イ) 業務名称及びPUBDIS（※）登録の有無 PUBDISへの登録状況について、有又は無のうち該当するものに○をつける。有の場合は、当該業務を登録した時点で所属していた設計事務所等のPUBDISの「会社コード」を記載すること。</p> <p>c) 記載する件数は1件とするが、この際、同種業務の実績を優先するものとする。記載した業務については契約書の写しを提出すること。ただし、当該業務が、PUBDISに登録されている場合は、技術提案書にPUBDISに登録された業務名及び当該業務実績を登録した時点で所属していた設計事務所等のPUBDISの「会社コード」を記載すれば、契約書の写しを提出する必要はない。</p> <p>③ 新たな分担業務分野の追加（様式5）</p> <p>7) 保有資格等 技術者の保有する資格のうち、「5. 技術提案書を特定するための評価基準」における「資格評価表」（以下「資格評価表」という。）に記載された当該分野の資格を記入する。</p>

新					旧																																																																																																								
<p>5. 技術提案書を特定するための評価基準</p> <p>(1) 技術提案書の評価項目、判断基準、ならびに評価ウェイトは、以下のとおりである。</p> <p>【標準評価項目】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th rowspan="2">評価の着目点</th> <th colspan="2">判断基準</th> <th rowspan="2">評価のウェイト</th> </tr> <tr> <th>管理技術者</th> <th>主任担当 技術者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術力 平成〇〇年〇〇月〇〇日以降^(※1) に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場)</td> <td rowspan="2">以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場</td> <td>管理技術者</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>主任担当</td> <td>◎◎</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>技術者</td> <td>△△</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>◇◇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成〇〇年〇〇月〇〇日以降^(※2) に契約履行が完了した〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、相互利用する機関名を追記する。）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価 (複数の実績がある場合は、評価点の平均)</td> <td rowspan="2">以下の順で評価する。 ① 00点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 00点未満の実績がある。(減点)</td> <td>管理技術者</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>主任担当</td> <td>◎◎</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>技術者</td> <td>△△</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>◇◇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"><u>CPD</u></td> <td rowspan="4"><u>CPD取得単位を評価。</u></td> <td>管理技術者</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>主任担当</td> <td>◎◎</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>技術者</td> <td>△△</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>◇◇</td> <td>〇〇</td> </tr> </tbody> </table>					評価項目	評価の着目点	判断基準		評価のウェイト	管理技術者	主任担当 技術者	技術力 平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※1) に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場)	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者	〇〇	〇〇	主任担当	◎◎	〇〇			技術者	△△	〇〇				◇◇	〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※2) に契約履行が完了した〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、相互利用する機関名を追記する。）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価 (複数の実績がある場合は、評価点の平均)	以下の順で評価する。 ① 00点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 00点未満の実績がある。(減点)	管理技術者	〇〇	〇〇	主任担当	◎◎	〇〇			技術者	△△	〇〇				◇◇	〇〇	<u>CPD</u>	<u>CPD取得単位を評価。</u>	管理技術者	〇〇	〇〇	主任担当	◎◎	〇〇	技術者	△△	〇〇		◇◇	〇〇	<p>5. 技術提案書を特定するための評価基準</p> <p>(1) 技術提案書の評価項目、判断基準、ならびに評価ウェイトは、以下のとおりである。</p> <p>【標準評価項目】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th rowspan="2">評価の着目点</th> <th colspan="2">判断基準</th> <th rowspan="2">評価のウェイト</th> </tr> <tr> <th>管理技術者</th> <th>主任担当 技術者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術力 平成〇〇年〇〇月〇〇日以降^(※1) に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場)</td> <td rowspan="2">以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場</td> <td>管理技術者</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>主任担当</td> <td>◎◎</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>技術者</td> <td>△△</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>◇◇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成〇〇年〇〇月〇〇日以降^(※2) に契約履行が完了した〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、相互利用する機関名を追記する。）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価 (複数の実績がある場合は、評価点の平均)</td> <td rowspan="2">以下の順で評価する。 ① 00点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 00点未満の実績がある。(減点)</td> <td>管理技術者</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>主任担当</td> <td>◎◎</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>技術者</td> <td>△△</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>◇◇</td> <td>〇〇</td> </tr> </tbody> </table>					評価項目	評価の着目点	判断基準		評価のウェイト	管理技術者	主任担当 技術者	技術力 平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※1) に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場)	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者	〇〇	〇〇	主任担当	◎◎	〇〇			技術者	△△	〇〇				◇◇	〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※2) に契約履行が完了した〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、相互利用する機関名を追記する。）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価 (複数の実績がある場合は、評価点の平均)	以下の順で評価する。 ① 00点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 00点未満の実績がある。(減点)	管理技術者	〇〇	〇〇	主任担当	◎◎	〇〇			技術者	△△	〇〇				◇◇	〇〇
評価項目	評価の着目点	判断基準		評価のウェイト																																																																																																									
		管理技術者	主任担当 技術者																																																																																																										
技術力 平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※1) に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場)	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者	〇〇	〇〇																																																																																																									
		主任担当	◎◎	〇〇																																																																																																									
		技術者	△△	〇〇																																																																																																									
			◇◇	〇〇																																																																																																									
平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※2) に契約履行が完了した〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、相互利用する機関名を追記する。）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価 (複数の実績がある場合は、評価点の平均)	以下の順で評価する。 ① 00点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 00点未満の実績がある。(減点)	管理技術者	〇〇	〇〇																																																																																																									
		主任担当	◎◎	〇〇																																																																																																									
		技術者	△△	〇〇																																																																																																									
			◇◇	〇〇																																																																																																									
<u>CPD</u>	<u>CPD取得単位を評価。</u>	管理技術者	〇〇	〇〇																																																																																																									
		主任担当	◎◎	〇〇																																																																																																									
		技術者	△△	〇〇																																																																																																									
			◇◇	〇〇																																																																																																									
評価項目	評価の着目点	判断基準		評価のウェイト																																																																																																									
		管理技術者	主任担当 技術者																																																																																																										
技術力 平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※1) に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場)	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者	〇〇	〇〇																																																																																																									
		主任担当	◎◎	〇〇																																																																																																									
		技術者	△△	〇〇																																																																																																									
			◇◇	〇〇																																																																																																									
平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※2) に契約履行が完了した〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、相互利用する機関名を追記する。）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価 (複数の実績がある場合は、評価点の平均)	以下の順で評価する。 ① 00点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 00点未満の実績がある。(減点)	管理技術者	〇〇	〇〇																																																																																																									
		主任担当	◎◎	〇〇																																																																																																									
		技術者	△△	〇〇																																																																																																									
			◇◇	〇〇																																																																																																									

新	旧																				
<p>(中略)</p> <p>資格評価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分担業務分野</th> <th>評価する資格（番号の順に評価する。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理技術者</td> <td>【当該業務が建築士法第3条に規定される一級建築士でなければならない設計業務で、管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合は記載しない。】 【業務内容に応じて適宜、設定する。】</td> </tr> <tr> <td>総合・構造</td> <td>⑫ 一級建築士 ⑬ 二級建築士 ⑭ その他</td> </tr> <tr> <td>電 気</td> <td>① 建築設備士、技術士、一級建築士 ② 一級電気工事施工管理技士 ③ 二級電気工事施工管理技士 ④ その他</td> </tr> <tr> <td>機 械</td> <td>① 建築設備士、技術士、一級建築士 ② 一級管工事施工管理技士 ③ 二級管工事施工管理技士 ④ その他</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料を提出した場合、同等の評価を行う。</p> <p>※「技術士」の資格は当該分野における技術士とする。</p> <p>※「その他」とは、当該分野における技術者資格とする。</p> <p><u>※技術提案書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していない場合（建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）、建築士としての資格を評価しない。</u></p> <p><u>【評価する資格に一級建築士、二級建築士及び木造建築士を設定する場合に記載すること。】</u></p> <p>【業務内容に応じて、適宜分担業務分野、評価する資格を追加、削除、変更すること。】</p>	分担業務分野	評価する資格（番号の順に評価する。）	管理技術者	【当該業務が建築士法第3条に規定される一級建築士でなければならない設計業務で、管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合は記載しない。】 【業務内容に応じて適宜、設定する。】	総合・構造	⑫ 一級建築士 ⑬ 二級建築士 ⑭ その他	電 気	① 建築設備士、技術士、一級建築士 ② 一級電気工事施工管理技士 ③ 二級電気工事施工管理技士 ④ その他	機 械	① 建築設備士、技術士、一級建築士 ② 一級管工事施工管理技士 ③ 二級管工事施工管理技士 ④ その他	<p>(中略)</p> <p>資格評価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分担業務分野</th> <th>評価する資格（番号の順に評価する。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理技術者</td> <td>【当該業務が建築士法第3条に規定される一級建築士でなければならない設計業務で、管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合は記載しない。】 【業務内容に応じて適宜、設定する。】</td> </tr> <tr> <td>総合・構造</td> <td>⑮ 一級建築士 ⑯ 二級建築士 ⑰ その他</td> </tr> <tr> <td>電 気</td> <td>① 建築設備士、技術士、一級建築士 ② 一級電気工事施工管理技士 ⑥ 二級電気工事施工管理技士 ④ その他</td> </tr> <tr> <td>機 械</td> <td>① 建築設備士、技術士、一級建築士 ② 一級管工事施工管理技士 ③ 二級管工事施工管理技士 ④ その他</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料を提出した場合、同等の評価を行う。</p> <p>※「技術士」の資格は当該分野における技術士とする。</p> <p>※「その他」とは、当該分野における技術者資格とする。</p> <p>【業務内容に応じて、適宜分担業務分野、評価する資格を追加、削除、変更すること。】</p>	分担業務分野	評価する資格（番号の順に評価する。）	管理技術者	【当該業務が建築士法第3条に規定される一級建築士でなければならない設計業務で、管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合は記載しない。】 【業務内容に応じて適宜、設定する。】	総合・構造	⑮ 一級建築士 ⑯ 二級建築士 ⑰ その他	電 気	① 建築設備士、技術士、一級建築士 ② 一級電気工事施工管理技士 ⑥ 二級電気工事施工管理技士 ④ その他	機 械	① 建築設備士、技術士、一級建築士 ② 一級管工事施工管理技士 ③ 二級管工事施工管理技士 ④ その他
分担業務分野	評価する資格（番号の順に評価する。）																				
管理技術者	【当該業務が建築士法第3条に規定される一級建築士でなければならない設計業務で、管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合は記載しない。】 【業務内容に応じて適宜、設定する。】																				
総合・構造	⑫ 一級建築士 ⑬ 二級建築士 ⑭ その他																				
電 気	① 建築設備士、技術士、一級建築士 ② 一級電気工事施工管理技士 ③ 二級電気工事施工管理技士 ④ その他																				
機 械	① 建築設備士、技術士、一級建築士 ② 一級管工事施工管理技士 ③ 二級管工事施工管理技士 ④ その他																				
分担業務分野	評価する資格（番号の順に評価する。）																				
管理技術者	【当該業務が建築士法第3条に規定される一級建築士でなければならない設計業務で、管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合は記載しない。】 【業務内容に応じて適宜、設定する。】																				
総合・構造	⑮ 一級建築士 ⑯ 二級建築士 ⑰ その他																				
電 気	① 建築設備士、技術士、一級建築士 ② 一級電気工事施工管理技士 ⑥ 二級電気工事施工管理技士 ④ その他																				
機 械	① 建築設備士、技術士、一級建築士 ② 一級管工事施工管理技士 ③ 二級管工事施工管理技士 ④ その他																				

新	旧
<p>〔参考6〕標準プロポーザル方式における技術提案書提出要請書例（建築関係） 〔様式標準例〕</p> <p>（様式2）管理技術者の経歴等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④ 保有資格等 <u>当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）及び建築士定期講習の最終受講年月日を証明する書類（定期講習修了証の写し等）等を添付すること。</u> ・ 一級建築士 （登録番号：〇〇）（取得年月日：昭和〇〇年〇〇月〇〇日） <u>（建築士定期講習の最終受講年月日又は建築士試験合格年月日：平成〇〇年〇〇月〇〇日）</u> ・ （ ）（登録番号： ）（取得年月日： 年 月 日）</p> </div> <p>（様式3-〇）各主任担当技術者の経歴等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④ 保有資格等 <u>当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）及び建築士を記載する場合は建築士定期講習の最終受講年月日を証明する書類（定期講習修了証の写し等）等を添付すること。</u> ・ <u>〇〇建築士</u> （登録番号：〇〇）（取得年月日：昭和〇〇年〇〇月〇〇日） <u>（建築士定期講習の最終受講年月日又は建築士試験合格年月日：平成〇〇年〇〇月〇〇日）</u> ・ （ ）（登録番号： ）（取得年月日： 年 月 日）</p> </div> <p>（様式5）新たに分担業務分野を追加する場合の主任担当技術者等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>⑦ 保有資格等 <u>当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）及び建築士を記載する場合は建築士定期講習の最終受講年月日を証明する書類（定期講習修了証の写し等）等を添付すること。</u> ・ <u>〇〇建築士</u> （登録番号：〇〇）（取得年月日：昭和〇〇年〇〇月〇〇日） <u>（建築士定期講習の最終受講年月日又は建築士試験合格年月日：平成〇〇年〇〇月〇〇日）</u> ・ （ ）（登録番号： ）（取得年月日： 年 月 日）</p> </div>	<p>〔参考6〕標準プロポーザル方式における技術提案書提出要請書例（建築関係） 〔様式標準例〕</p> <p>（様式2）管理技術者の経歴等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④ 保有資格等 ・ 一級建築士 （登録番号：〇〇）（取得年月日：昭和〇〇年〇〇月〇〇日） ・ （ ）（登録番号： ）（取得年月日： 年 月 日）</p> </div> <p>（様式3-〇）各主任担当技術者の経歴等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④ 保有資格等 ・ （ ）（登録番号： ）（取得年月日： 年 月 日） ・ （ ）（登録番号： ）（取得年月日： 年 月 日）</p> </div> <p>（様式5）新たに分担業務分野を追加する場合の主任担当技術者等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④ 保有資格等 ・ （ ）（登録番号： ）（取得年月日： 年 月 日） ・ （ ）（登録番号： ）（取得年月日： 年 月 日）</p> </div>

新	旧
<p>〔参考 6〕標準プロポーザル方式における技術提案書提出要請書例（建築関係） 〔〇〇〇〇〇設計業務 技術提案書評価要領（案）〕</p> <p>1. 業務実施上の条件 （1）以下の場合は、欠格とする。</p> <p>①建築士法第 3 条に規定されている一級建築士でなければならない設計業務の場合は、管理技術者が一級建築士でない場合 <u>又は技術提案書提出時点において建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していない場合（ただし、建築士法施行規則第 17 条の 37 第 1 項 1 一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）</u>。業務内容に応じて他に資格要件を求めた場合は、当該資格を保有していない場合。</p> <p>2. 資格及び技術力 （1）各項目の評価 ①専門分野の技術者資格 1）（略） 2）（略） 3）（略） <u>4）技術提案書提出時点において建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していない場合（建築士法施行規則第 17 条の 37 第 1 項 1 一級建築士定期講習の項イ（同条第 2 項及び第 3 項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）</u>、<u>建築士としての資格を評価しない。</u> <u>【評価する資格に一級建築士、二級建築士及び木造建築士を設定する場合に記載すること。】</u></p>	<p>〔参考 6〕標準プロポーザル方式における技術提案書提出要請書例（建築関係） 〔〇〇〇〇〇設計業務 技術提案書評価要領（案）〕</p> <p>1. 業務実施上の条件 （1）以下の場合は、欠格とする。</p> <p>①管理技術者が一級建築士でない場合。（建築士法第 3 条に規定されている一級建築士でなければならない設計業務の場合。）また、業務内容に応じて他に資格要件を求めた場合は、当該資格を保有していない場合。</p> <p>2. 資格及び技術力 （1）各項目の評価 ①専門分野の技術者資格 1）（略） 2）（略） 3）（略） <u>4）（新設）</u></p>

新	旧
<p>〔参考7〕簡易公募型総合評価落札方式における入札説明書例（建築関係） 〔説明書例〕</p> <p>4. 入札参加者に要求される資格</p> <p>(3) 管理技術者（※1）は一級建築士であり、参加表明書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。</p> <p>【当該業務が建築士法第3条に規定されている一級建築士でなければならない設計業務の場合に記載する。それ以外の場合は業務内容に応じて求める資格を適宜、設定すること。ただし、業務内容によっては、資格要件の設定を行わないことができる。】</p> <p>6. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項</p> <p>(2) 参加表明書の作成及び記載上の留意事項</p> <p>① 管理技術者及び主任担当技術者の経験及び能力（様式2、様式3）</p> <p>4) 保有資格等</p> <p>技術者の保有する資格のうち、「9. 技術提案書を特定するための評価基準」における「資格評価表」（以下「資格評価表」という。）に記載された当該分野の資格を記入する。</p> <p><u>関連資料として技術者の保有資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。また、建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講したことを証明する書類（定期講習修了証の写し等。なお、建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）に該当する場合は建築士試験の合格を証明する書類（合格証書の写し等）も添付すること。【「また、」以降については、管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合又は資格評価表において一級建築士、二級建築士及び木造建築士を設定する場合に記載する。】</u></p>	<p>〔参考7〕簡易公募型総合評価落札方式における入札説明書例（建築関係） 〔説明書例〕</p> <p>4. 入札参加者に要求される資格</p> <p>(3) 管理技術者（※1）は一級建築士であること。【当該業務が建築士法第3条に規定されている一級建築士でなければならない設計業務の場合に記載する。それ以外の場合は業務内容に応じて求める資格を適宜、設定すること。ただし、業務内容によっては、資格要件の設定を行わないことができる。】</p> <p>6. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項</p> <p>(2) 参加表明書の作成及び記載上の留意事項</p> <p>① 管理技術者及び主任担当技術者の経験及び能力（様式2、様式3）</p> <p>4) 保有資格等</p> <p>技術者の保有する資格のうち、「9. 技術提案書を特定するための評価基準」における「資格評価表」（以下「資格評価表」という。）に記載された当該分野の資格を記入する。</p> <p>。</p>

新	旧
<p>5) 平成〇〇年〇〇月〇〇日以降【標準として過去10年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績</p> <p>b) 該当する業務実績について、以下のイ)～ホ)の項目を記載する。</p> <p>イ) 業務名称及びPUBDIS（※）登録の有無 PUBDISの業務カルテ情報への登録状況について、有又は無のうち該当するものに○をつける。有の場合は、当該業務を登録した時点で所属していた設計事務所等のPUBDISの「会社コード」を記載すること。</p> <p>ホ) 記載する件数は1件とするが、この際、同種業務の実績を優先するものとする。記載した業務については契約書の写しを提出すること。ただし、当該業務が、PUBDISの業務カルテ情報に登録されている場合は、技術資料にPUBDISの業務カルテ情報に登録された業務名及び当該業務実績を登録した時点で所属していた設計事務所等のPUBDISの「会社コード」を記載すれば、契約書の写しを提出する必要はない。</p> <p>③ 新たな分担業務分野の追加（様式5）</p> <p>7) 保有資格等 技術者の保有する資格のうち、「7. 入札参加者を選定するための基準」における「資格評価表」（以下「資格評価表」という。）に記載された当該分野の資格を記載する。 <u>関連資料として技術者の保有資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。また、建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講したことを証明する書類（定期講習修了証の写し等。なお、建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）に該当する場合は建築士試験の合格を証明する書類（合格証書の写し等）も添付すること。【「また、」以降については、資格評価表において一級建築士、二級建築士及び木造建築士を設定する場合に記載する。】</u></p>	<p>5) 平成〇〇年〇〇月〇〇日以降【標準として過去10年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績</p> <p>b) 該当する業務実績について、以下のイ)～ホ)の項目を記載する。</p> <p>イ) 業務名称及びPUBDIS（※）登録の有無 PUBDISへの登録状況について、有又は無のうち該当するものに○をつける。有の場合は、当該業務を登録した時点で所属していた設計事務所等のPUBDISの「会社コード」を記載すること。</p> <p>ホ) 記載する件数は1件とするが、この際、同種業務の実績を優先するものとする。記載した業務については契約書の写しを提出すること。ただし、当該業務が、PUBDISに登録されている場合は、技術資料にPUBDISに登録された業務名及び当該業務実績を登録した時点で所属していた設計事務所等のPUBDISの「会社コード」を記載すれば、契約書の写しを提出する必要はない。</p> <p>③ 新たな分担業務分野の追加（様式5）</p> <p>7) 保有資格等 技術者の保有する資格のうち、「7. 入札参加者を選定するための基準」における「資格評価表」（以下「資格評価表」という。）に記載された当該分野の資格を記載する。</p>

新	旧																				
<p>7. 入札参加者を指名するための基準</p> <p>(1) 参加表明書の評価項目、評価の着目点、並びに評価のウェイトは、以下のとおりである。</p> <p>(中略)</p> <p>資格評価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分担業務分野</th> <th>評価する資格（番号の順に評価する。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理技術者</td> <td>【当該業務が建築士法第3条に規定される一級建築士でなければならない設計業務で、管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合は記載しない。】 【業務内容に応じて適宜、設定する。】</td> </tr> <tr> <td>総合・構造</td> <td>⑰ 一級建築士 ⑱ 二級建築士 ⑳ その他</td> </tr> <tr> <td>電 気</td> <td>①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級電気工事施工管理技術士 ⑳ 二級電気工事施工管理技術士 ④その他</td> </tr> <tr> <td>機 械</td> <td>①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級管工事施工管理技術士 ⑱ 二級管工事施工管理技術士 ④その他</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料を提出した場合、同等の評価を行う。</p> <p>※「技術士」の資格は当該分野における技術士とする。</p> <p>※「その他」とは、当該分野における技術者資格とする。</p> <p><u>※参加表明書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していない場合（建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）、建築士としての資格を評価しない。</u></p> <p><u>【評価する資格に一級建築士、二級建築士及び木造建築士を設定する場合に記載すること。】</u></p> <p>【業務内容に応じて、適宜分担業務分野、評価する資格を追加、削除、変更すること。】</p>	分担業務分野	評価する資格（番号の順に評価する。）	管理技術者	【当該業務が建築士法第3条に規定される一級建築士でなければならない設計業務で、管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合は記載しない。】 【業務内容に応じて適宜、設定する。】	総合・構造	⑰ 一級建築士 ⑱ 二級建築士 ⑳ その他	電 気	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級電気工事施工管理技術士 ⑳ 二級電気工事施工管理技術士 ④その他	機 械	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級管工事施工管理技術士 ⑱ 二級管工事施工管理技術士 ④その他	<p>7. 入札参加者を指名するための基準</p> <p>(1) 参加表明書の評価項目、評価の着目点、並びに評価のウェイトは、以下のとおりである。</p> <p>(中略)</p> <p>資格評価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分担業務分野</th> <th>評価する資格（番号の順に評価する。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理技術者</td> <td>【当該業務が建築士法第3条に規定される一級建築士でなければならない設計業務で、管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合は記載しない。】 【業務内容に応じて適宜、設定する。】</td> </tr> <tr> <td>総合・構造</td> <td>⑳ 一級建築士 ㉑ 二級建築士 ㉒ その他</td> </tr> <tr> <td>電 気</td> <td>①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級電気工事施工管理技術士 21 二級電気工事施工管理技術士 ④その他</td> </tr> <tr> <td>機 械</td> <td>①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級管工事施工管理技術士 ③二級管工事施工管理技術士 ④その他</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料を提出した場合、同等の評価を行う。</p> <p>※「技術士」の資格は当該分野における技術士とする。</p> <p>※「その他」とは、当該分野における技術者資格とする。</p> <p>【業務内容に応じて、適宜分担業務分野、評価する資格を追加、削除、変更すること。】</p>	分担業務分野	評価する資格（番号の順に評価する。）	管理技術者	【当該業務が建築士法第3条に規定される一級建築士でなければならない設計業務で、管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合は記載しない。】 【業務内容に応じて適宜、設定する。】	総合・構造	⑳ 一級建築士 ㉑ 二級建築士 ㉒ その他	電 気	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級電気工事施工管理技術士 21 二級電気工事施工管理技術士 ④その他	機 械	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級管工事施工管理技術士 ③二級管工事施工管理技術士 ④その他
分担業務分野	評価する資格（番号の順に評価する。）																				
管理技術者	【当該業務が建築士法第3条に規定される一級建築士でなければならない設計業務で、管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合は記載しない。】 【業務内容に応じて適宜、設定する。】																				
総合・構造	⑰ 一級建築士 ⑱ 二級建築士 ⑳ その他																				
電 気	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級電気工事施工管理技術士 ⑳ 二級電気工事施工管理技術士 ④その他																				
機 械	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級管工事施工管理技術士 ⑱ 二級管工事施工管理技術士 ④その他																				
分担業務分野	評価する資格（番号の順に評価する。）																				
管理技術者	【当該業務が建築士法第3条に規定される一級建築士でなければならない設計業務で、管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合は記載しない。】 【業務内容に応じて適宜、設定する。】																				
総合・構造	⑳ 一級建築士 ㉑ 二級建築士 ㉒ その他																				
電 気	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級電気工事施工管理技術士 21 二級電気工事施工管理技術士 ④その他																				
機 械	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級管工事施工管理技術士 ③二級管工事施工管理技術士 ④その他																				

新				旧							
<p>1 1. 総合評価に関する事項</p> <p>(3) 技術評価点を算出するための基準 技術資料の内容について、以下の評価項目、判断基準、並びに評価のウェイトは以下のとおりとする。</p> <p>① 予定技術者の経験及び能力</p>				<p>1 1. 総合評価に関する事項</p> <p>(3) 技術評価点を算出するための基準 技術資料の内容について、以下の評価項目、判断基準、並びに評価のウェイトは以下のとおりとする。</p> <p>① 予定技術者の経験及び能力</p>							
評価項目	評価の着目点	判断基準		評価のウェイト	評価項目	評価の着目点	判断基準		評価のウェイト		
技術力	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※1) に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場)	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場		管理技術者	〇〇	技術力	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※1) に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場)	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場		管理技術者	〇〇
		主任担当	◎◎	〇〇	主任担当			◎◎	〇〇		
		技術者	△△	〇〇			技術者	△△	〇〇		
			◇◇	〇〇				◇◇	〇〇		
	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※2) に契約履行が完了した〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、相互利用する機関名を追記する。）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価 (複数の実績がある場合は、評価点の平均)	以下の順で評価する。 ① 00点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 00点未満の実績がある。(減点)		管理技術者	〇〇		平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※2) に契約履行が完了した〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、相互利用する機関名を追記する。）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価 (複数の実績がある場合は、評価点の平均)	以下の順で評価する。 ① 00点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 00点未満の実績がある。(減点)		管理技術者	〇〇
		主任担当	◎◎	〇〇			主任担当	◎◎	〇〇		
		技術者	△△	〇〇			技術者	△△	〇〇		
			◇◇	〇〇				◇◇	〇〇		
	<u>CPD</u>	<u>CPD取得単位を評価。</u>		管理技術者	<u>〇〇</u>						
		主任担当	<u>◎◎</u>	<u>〇〇</u>							
		技術者	<u>△△</u>	<u>〇〇</u>							
			<u>◇◇</u>	<u>〇〇</u>							

新	旧
<p>〔参考7〕簡易公募型総合評価落札方式における入札説明書例（建築関係） 〔様式標準例〕</p> <p>（様式2）管理技術者の経歴等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④ 保有資格等 <u>当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）及び建築士定期講習の最終受講年月日を証明する書類（定期講習修了証の写し等）等を添付すること。</u> ・ 一級建築士 (登録番号：〇〇) (取得年月日：昭和〇〇年〇〇月〇〇日) <u>(建築士定期講習の最終受講年月日又は建築士試験合格年月日：平成〇〇年〇〇月〇〇日)</u> ・ () (登録番号：) (取得年月日： 年 月 日)</p> </div> <p>（様式3-〇）各主任担当技術者の経歴等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④ 保有資格等 <u>当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）及び建築士を記載する場合は建築士定期講習の最終受講年月日を証明する書類（定期講習修了証の写し等）等を添付すること。</u> ・ <u>〇〇建築士</u> (登録番号：〇〇) (取得年月日：昭和〇〇年〇〇月〇〇日) <u>(建築士定期講習の最終受講年月日又は建築士試験合格年月日：平成〇〇年〇〇月〇〇日)</u> ・ () (登録番号：) (取得年月日： 年 月 日)</p> </div> <p>（様式5）新たに分担業務分野を追加する場合の主任担当技術者等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>⑦ 保有資格等 <u>当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）及び建築士を記載する場合は建築士定期講習の最終受講年月日を証明する書類（定期講習修了証の写し等）等を添付すること。</u> ・ <u>〇〇建築士</u> (登録番号：〇〇) (取得年月日：昭和〇〇年〇〇月〇〇日) <u>(建築士定期講習の最終受講年月日又は建築士試験合格年月日：平成〇〇年〇〇月〇〇日)</u> ・ () (登録番号：) (取得年月日： 年 月 日)</p> </div>	<p>〔参考7〕簡易公募型総合評価落札方式における入札説明書例（建築関係） 〔様式標準例〕</p> <p>（様式2）管理技術者の経歴等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④ 保有資格等 ・ 一級建築士 (登録番号：〇〇) (取得年月日：昭和〇〇年〇〇月〇〇日) ・ () (登録番号：) (取得年月日： 年 月 日)</p> </div> <p>（様式3-〇）各主任担当技術者の経歴等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④ 保有資格等 ・ () (登録番号：) (取得年月日： 年 月 日) ・ () (登録番号：) (取得年月日： 年 月 日)</p> </div> <p>（様式5）新たに分担業務分野を追加する場合の主任担当技術者等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④ 保有資格等 ・ () (登録番号：) (取得年月日： 年 月 日) ・ () (登録番号：) (取得年月日： 年 月 日)</p> </div>

新	旧
<p>〔参考 7〕簡易公募型総合評価落札方式における入札説明書例（建築関係） 〔〇〇〇〇〇設計業務 参加表明書及び技術資料評価要領（案）〕</p> <p>1. 業務実施上の条件 （1）以下の場合は、欠格とする。</p> <p>① 建築士法第 3 条に規定されている一級建築士でなければならない設計業務の場合は、管理技術者が一級建築士でない場合 <u>又は参加表明書提出時点において建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していない場合（ただし、建築士法施行規則第 17 条の 37 第 1 項 1 一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）</u>。業務内容に応じて他に資格要件を求めた場合は、当該資格を保有していない場合。</p> <p>2. 資格及び技術力 （1）各項目の評価 ①専門分野の技術者資格 1）（略） 2）（略） 3）（略） <u>4）参加表明書提出時点において建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していない場合（建築士法施行規則第 17 条の 37 第 1 項 1 一級建築士定期講習の項イ（同条第 2 項及び第 3 項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）</u>、<u>建築士としての資格を評価しない。</u> <u>【評価する資格に一級建築士、二級建築士及び木造建築士を設定する場合に記載すること。】</u></p>	<p>〔参考 7〕簡易公募型総合評価落札方式における入札説明書例（建築関係） 〔〇〇〇〇〇設計業務 参加表明書及び技術資料評価要領（案）〕</p> <p>1. 業務実施上の条件 （1）以下の場合は、欠格とする。</p> <p>①管理技術者が一級建築士でない場合。（建築士法第 3 条に規定されている一級建築士でなければならない設計業務の場合。）また、業務内容に応じて他に資格要件を求めた場合は、当該資格を保有していない場合。</p> <p>2. 資格及び技術力 （1）各項目の評価 ①専門分野の技術者資格 1）（略） 2）（略） 3）（略） <u>4）（新設）</u></p>